

高松市立みんなの病院広告付き窓口案内システム設置事業
公募型プロポーザル実施要項

高松市立みんなの病院（以下「当院」という。）は、患者サービスの向上及び番号表示機の設置等に係る費用の縮減を図るとともに来院者への院内情報及び行政情報等の提供を行うため、広告付き番号案内窓口受付システム設置事業者（以下「設置事業者」という。）を企画提案により募集します。

1 概要

- (1) 当院（1階総合受付窓口）に、広告付き窓口案内システムを設置し、院内情報・企業広告等を放映する。
- (2) 事業については、広告付き窓口案内システムを提供する事業者（以下「事業者」という。）の無償提供とする。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施に係る費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、当院の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 事業の実施に当たり企業広告の広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

2 目的

- (1) 窓口の利用環境の向上
- (2) 窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来院者への院内情報や行政情報などの各種情報の提供
- (4) 窓口案内システム等の設置・運用費用の削減

3 設置場所

高松市立みんなの病院（高松市仏生山町甲847番地1）1階総合受付窓口

4 事業実施期間

令和6年5月1日から5年間とする。

5 運用

事業者は、定期的に設置機器のメンテナンス（放映状況の確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、当院からの問合せに対して速やかに対応すること。

6 費用

- (1) 設置等に係る費用又は運用に係る費用、定期保守に係る費用、事故等に係る費用は、事業者の負担とする。
- (2) 当院の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの、移設又は設定変更に伴う費用は、事業者の負担とする。
- (3) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 行政財産使用料及び広告モニターの電気料金（実費相当分）については、事業者の負担とし、当院が指定する期日までに当院へ納入すること。

7 応募者の資格

(1) 設置事業者の基本的要件

- (ア) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店であること。
- (イ) 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業を自ら一貫的に行える資格及び能力を有すること。
- (ウ) 企画提案書の内容が、本仕様書（「高松市立みんなの病院広告付き番号案内窓口受付システム設置事業仕様書」）に合致していること。
- (エ) 当院と円滑な運用ができるよう、高松市内に本社又は社員が常駐する支社及び営業所等を有し、且つ、おおむね1時間程度で設置場所に到着が可能であり、障害が起こった際には代替措置を含む十分なサポートが可能であること。
- (オ) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として、24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
- (カ) 国又は地方公共団体において、広告付き案内システム設置事業に類似した実績を過去5年間のうちに複数件有していること。
- (キ) 放映する広告について、高松市広告掲載要綱及び高松市広告掲載基準を遵守すること。
- (ク) 放映する広告について、事業者において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部の審査機関等から発行された広告内容を審査した証明書等の提出ができること。

8 応募者の資格制限

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- (イ) 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納している者。
- (ウ) 高松市の市税を滞納している者。
- (エ) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている

者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(オ) 入札参加資格がない者、又は指名停止等の措置を受けている者。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団など、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者。

9 スケジュール

ア 公募開始	令和6年2月1日（木）
イ 質問書の受付期限	令和6年2月13日（火）
ウ 質問書に対する回答	令和6年2月16日（金）
オ 企画提案書等提出期限	令和6年2月21日（水）
カ プレゼン又はヒヤリング	令和6年2月26日（月）
キ 選定結果通知	令和6年3月1日（金）
ク 運用開始	令和6年5月1日（水）

※応募者数等により、スケジュールが変更となる場合がある。

(1) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

ア 質問書の受付期限

令和6年2月13日（火）午後5時15分（必着）

イ 質問書の受付方法

高松市立みんなの病院医事課宛に、電子メールにより質問書を添付し、送信すること。

アドレス：ijika_hp@city.takamatsu.lg.jp

ウ 質問書に対する回答方法

回答書は、令和6年2月16日（金）までに高松市ホームページ上にて回答する。

エ 注意事項

原則、電話・口頭等による質問には応じない。なお、質問の回答書の内容は、本募集要領の追加又は修正と見なすことができる。

(2) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに応募を希望される事業者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、資格審査により不合格と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

ア 企画提案書の提出期限

令和6年2月21日（水）午後5時15分（必着）

イ 企画提案書の提出場所及び方法

高松市立みんなの病院医事課に、企画提案書及び提出書類を持参又は郵送するものとする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、当院は責任を負わない。

ウ 応募申込に必要な書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 参加資格に係る申立書（様式第2号）
- ③ 取扱実績調書（様式第3号）
- ④ 価格提案書（様式第4号）
- ⑤ 企画提案書（様式任意）

本プロポーザル実施要項及び仕様書等を熟読の上、本事業に当たっての概要、広告、スケジュール等を提案すること。

- ⑥ 会社概要（パンフレット等）
- ⑦ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑧ i) 市税の滞納無証明書
ii) 法人税と消費税及び地方消費税について、未納税額のない旨の証明書（直近のもの）
- ⑨ 事業報告書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）
- ⑩ 審査を受けている外部の審査機関等のパンフレット及び広告掲載基準

※ ⑦～⑨については提出日より3箇月以内に作成されたもの（写しでも可）

(3) 企画提案書の記載事項（書式は自由とするが、用紙サイズはA4サイズとする。）

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- ① システム機器等の仕様
- ② 設置するモニター機器等の仕様
- ③ 映像の制作・放映方法・構成
- ④ 広告内容の審査体制
- ⑤ その他、提案の独創性など
- ⑥ 事業者の業種
- ⑦ 国又は地方公共団体における類似した事業の実績
- ⑧ 機器の設置、故障、問合せ等への対応体制

(4) その他

①企画提案書 提出部数

正本1部 副本5部

②提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者が負担すること。

③別添「高松市立みんなの病院広告付き窓口案内システム設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。

④設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。

⑤提出書類の返却には一切応じられないことに同意すること。

10 審査方法

(1) 提出された書類等に基づき、本プロポーザル実施要項及び仕様書等に示す参加資格要件についての事前審査を行う。事前審査により参加資格を満たしていることを確認できた事業者について、「高松市立みんなの病院広告付き窓口案内システム設置事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、審査を行う。

(2) 選定審査は、【11 選定審査基準】に基づき審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で審査を行う。

(3) 各審査員の合計を総合点(満点500点)とし、評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、【13 契約の締結(2)契約に係る留意点】の規定に基づき契約を締結する。

(4) 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選考する。

(5) 参加者が1事業者のみの場合においても、審査において総合点(満点500点)の6割以上を獲得した場合には契約候補者とする。

11 選定審査基準

評価項目	審査の観点	配点
①事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none">適切な実施体制となっているか実施に当たってのスケジュールは妥当か平成30年度から令和4年度までに完了した国及び地方公共団体発注の同種事業の履行実績	15

②機能要件及び操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書に記載した機能要件を満たした提案となっているか ・ 機器の選定、配置及び設置方法は適切であり、転倒や落下防止等の安全性は確保されているか ・ 窓口職員にとって操作性が簡単で、業務の効率化が図れるか ・ マニュアルの整備や操作研修などのフォローは講じられているか ・ 来院者に分かりやすい文字サイズ、デザイン等になっているか 	25
③広告事業主及び広告内容の審査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク回避のための外部広告専門審査機関等への委託又は自社の広告審査専門部署の有無 	10
④広告の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザインは幅広い年代から好感を得て、当院のイメージアップとなるようなものか（院内の美観及びユニバーサルデザインに配慮しているか） 	5
⑤安全対策・保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等の設置方法は適切か ・ 安全対策等に配慮した提案内容であるか ・ 定期的な保守、点検、安全確認等の実施方法 ・ 緊急時に適切に対応できる体制は整備されているか ・ 広告に関するトラブル発生時の対応は適切か 	15
⑥独自提案、創意工夫性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の実施に当たり、効果的に運用できるような優れた独自提案や創意工夫等がされているか 	15
⑦ 広告掲出料（月額）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に関し提案された価格は妥当か <p>※ 月額広告掲出料の金額が一番高い事業者を 15点満点とし、他の事業者は以下の配点とする。 15点×（提案者の提案価格/最高の提案価格） ただし、参加者が1事業者のみの場合は15点を配点する。</p>	15

12 選定結果通知

選定結果は、全ての参加事業者へ郵送により通知する。

13 契約の締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約に係る留意点

本事業は、企画内容や業務遂行能力が最も優れた事業者を選定するものである。

【10 審査方法】及び【11 選定審査基準】により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。

ただし、契約候補者が契約を締結しない場合は、次点者と順次交渉を行い、合意に達した者と契約を締結するものとするが、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りでない。

なお、契約締結に際しては、別途、詳細についての協議が整った上で行うため、企画提案の内容と変更する場合がある。

(3) 契約書（案）

別紙 契約書（案）のとおり

14 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本プロポーザル実施要項に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査員が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、当院が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

15 プロポーザルの中止等

当院がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止又は取り消すことができる。その場合、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、当院はその責を負わない。

16 問合せ先

〒761-8538 香川県高松市仏生山町甲8-4-7番地1

高松市立みんなの病院事務局医事課 医事係

T E L : 087 - 813 - 7171 (内線 : 1027)

F A X : 087 - 813 - 6311

e-mail : ijika_hp@city.takamatsu.lg.jp